

岩手県告示第240号

建築基準法の規定による建築主事の所管区域の指定（昭和35年岩手県告示第1136号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
建築基準法（昭和25年法律第201号） <u>第4条第7項</u> の規定により、建築主事の所管区域を次のように指定する。	建築基準法（昭和25年法律第201号） <u>第4条第9項</u> の規定に基づき、建築主事（ <u>同条第7項の規定に基づき建築副主事を置いた場合</u> にあつては、建築主事及び建築副主事。以下同じ。）の所管区域を次のように指定する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	